

第5章

効率的な行財政と 町民との協働による まちづくり



第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

第1節 町民参加と協働の推進

現状と課題

町の財政事情が厳しさを強める中で、多様化・高度化する町民ニーズに対応していくためには、新たな行政サービスの仕組みづくりが必要です。

また、地方分権の確立に向けた動きの中では、自立した地方自治を実現するために、町民と行政の協働によるまちづくりの推進が求められています。

このような中で、本町は、町民の声を町政に活かす体制づくりに向け、パブリックコメント制度を導入し、各種計画の策定に際して、町民の意見を可能な限り取り入れてきました。

さらに、行政の説明責任と透明性確保の重要性が高まる中で、公式ホームページの運営や広報誌の充実など、速報性の高い町政情報の提供に努めています。

今後は、より多くの町民が意見や情報を交換し、まちづくりに参加できるように、広聴活動の充実や町民のまちづくりに関する意識の高揚を図るとともに、町民や事業者、NPO、ボランティア団体などと行政との連携強化及びこれら諸団体の活動の支援・育成などが求められています。

政策の基本方針

地方分権の確立に向けた動きの中で、町民ニーズを踏まえた効率的・効果的な行政運営を行うため、行政情報の積極的な公開や町民ニーズの的確な把握により、町民と行政がまちづくりの課題や目指すべき方向性を共有できるよう努めます。

また、町民の町政への参加意識の高揚や参加機会の充実を図り、住民活動団体などの活動を支援するなど、町政の多様な分野で町民参加と協働によるまちづくりを推進します。

施策の体系

第1項 町民参加のまちづくり

(1) 町民活動を支える仕組みづくりの推進

町民やボランティア団体などの活動が効率的に進められるよう、情報交換や連携強化への取組などを支援します。また、町民の活動への理解と参加を促すため、広報・普及活動を推進します。

(2) 町民の参加意識の高揚

自分たちの住む地域はまず自分たちで主体的に考え、主体的に地域づくりを行うという町民のまちづくりへの参加意識の高揚を図ります。

第2項 広報・広聴活動の充実

(1) 住民会議等の開催

町内全域を網羅した町政座談会を積極的に開催するとともに、町民の意見を反映させるための提案制度や、町民が積極的にまちづくりに参加し、町民と行政が協働して取り組める体制を整備します。

(2) パブリックコメント制度等の充実

パブリックコメント制度をはじめとした町民の意見を反映できる仕組みづくりを進め、町政への反映に努めます。また、町政に関する情報を積極的に公表していきます。

(3) ホームページ等を活用した 情報発信・情報収集

多様化する行政情報のネットワーク化を図り、インターネットホームページやSNSなどを活用した情報発信や情報収集を行い、町民の利便性の向上、事務の効率化を図ります。

また、「高齢者にもわかりやすい構成」、「必要とされる行政情報」、「最新の情報提供」に重点を置いた取組を進めます。



第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

第2節 地域コミュニティの充実

現状と課題

過疎高齢社会となり、自治組織や地域コミュニティ活動が衰退し、自治会組織の運営も厳しい状況にある地域も見られるようになってきています。

このような中で、自治会組織の再編など地域ごとの様々な課題があり、その取組も多様化しています。

これまでは、町や地域で行われるイベントや環境美化活動、青少年の健全育成、防犯・防災活動などにおいて、自治会が一定の役割を担ってきました。

また、地域コミュニティには、地域ごとの文化や歴史、特に高齢者には計り知れない知恵や技が残されており、これらの地域の歴史や文化及び人々の知恵や技を顕在化させ、資源として活用し、地域コミュニティの活性化を図ることが課題です。

そのためには、地域コミュニティの実態を的確に把握し、地域活動を支える新たな組織の編成や地域コミュニティづくりを、町民の主体性、自主性を尊重しながら積極的に推進する必要があります。

政策の基本方針

過疎高齢社会により地域活動が困難になってきている自治会もあることから、足腰の強い自治会づくりを図るために、地域の実情を踏まえながら、町民の主体的な取組を基に、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援します。

また、自治会への加入促進や組織の再構築を支援します。

さらに、住民活動の拠点施設として、各地域・地区の集会施設の維持管理や学校施設の開放など、既存施設の有効活用に努めます。

【地域コミュニティ】

昭和44年4月にまとめられた「国民生活審議会調査部会コミュニティ小委員会報告」において、初めて定義されました。それによると「コミュニティ」とは、「生活の場において、市民としての自主性と責任を自覚した個人及び家庭を構成主体として、地域性と各種の共通目標を持った、開放的でしかも構成員相互に信頼感のある集団」のこととされています。

「地域コミュニティ」という用語は、特に「地域でのつながりによる人と人との連携・協力の関係」を重視したものであることを表すために使用しています。

施策の体系

第1項 自治会組織の再編検討

(1) 自治会組織運営のあり方の検討

町民や地域の主体性、自主性を尊重しながら、過疎高齢化による厳しい自治会組織運営のあり方を検討し、足腰の強い自治会づくりを促進するために、小規模自治会等の再編を促しつつ、機能の維持・存続を支援します。

第2項 自治会活動の活発化

(1) 自治会への加入促進

地区の行事や広報誌を通じて、あるいはPTAの協力を得ながら、新住民や子育て世代に自治会加入を呼びかけるなど、自治会加入促進の仕組みづくりを検討します。

(3) 地域コミュニティ活動への支援

特性を活かした地域づくりを推進するために、自治会等が自主的、主体的に計画した地域コミュニティ活動に対して、自治会チャレンジ創生事業や元気みなぎる町民補助金事業などの助成事業を進めるとともに、事業の見直しや拡充を含め、必要とされるメニューの検討を進めます。

(2) 住民活動拠点施設の充実

町民が主体となって積極的に課題に取り組む組織づくりのため、自治会活動の拠点となる自治振興施設の整備充実を図ります。

(4) 地域担当職員制度の充実

町民の多様なニーズを把握し、的確に対応できるよう、地域担当職員制度の充実を図ります。



第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

第3節 行財政改革の推進

現状と課題

地方分権が進展していく中、地方自治体は「自己決定と自己責任」のもと、権限と責任を拡大する取組が進められ、地域の特性を生かした個性豊かなまちづくりを推進していくことが求められています。

このような時代に的確に対応するために、簡素で効率的な行政運営の実現を図るとともに、新たな行政課題や多様化する町民ニーズに適切かつ柔軟に対応し、質の高い行政サービスを提供する必要があります。

本町では、行政改革大綱及び集中改革プランに基づき、これまでも簡素で効率的な行政運営と行政サービスの向上を目指して、行政改革を推進し、事務事業全般にわたる見直しや職員の人材育成、町民サービスの向上などに努めてきました。

しかし、自主財源に乏しい本町にとって、少子高齢化の進行により歳入確保に困難を極めていくことが予想され、さらなる行財政改革が必要となります。地方自治体は、自主性・自立性をさらに高め、将来を見据えた堅実で持続可能な自治体経営を進めていくため、財政基盤の強化を図りながら、時代を捉えた行政サービスを提供していくことが求められています。

政策の基本方針

多様かつ複雑な町民ニーズに対応した満足度の高い行政サービスを提供するため、行政コストの縮減や自主財源の確保に努め、効率的で効果の高い行財政運営を推進します。

また、行政を取り巻く環境の変化に柔軟に対応できる組織づくりや人材育成に努めます。

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

施策の体系

第1項 行政運営の効率化による住民サービスの向上

(1) 事務事業の見直し

事務事業については、住民の視点に立って、質の高い住民サービスを効果的・効率的かつ安定的に提供することができるよう、見直しを図ります。

このため、各種委員会等の統廃合や民間委託の推進、単独事業の見直し、公共施設の有効利用等について検討し改善に取り組みます。

窓口業務等については、各種申請業務の電子受付など、簡素化・効率化を進めていきます。

(3) 公共施設等の管理運営の合理化

持続可能な町政経営を実現する観点から、町民の共有財産である公共施設の適切な維持保全に努めるほか、既存の公共施設における現状や課題を踏まえ、今後の個別施設の在り方や方向性について多角的な検討に努めていきます。

人口減少に対応した適正な公共施設等の保有量についても、調査研究していきます。

あわせて、公園施設、下水処理施設、道路、橋りょうといったインフラについても計画的な維持保全、更新等を検討、推進していきます。

(5) 組織体制の整備

行政施策を円滑に遂行でき、町民から見てわかりやすい簡素で効率的な組織機構の整備を進めていきます。

(2) R P A 導入等による業務効率化

質の高い住民サービスの効率的かつ安定的な提供に向けて、一連の事務における個々のプロセスの必要性も含めた見直しによる事務の簡素化と併せて、I C Tのほか、A I、R P Aなどの先進技術の活用も視野に事務の効率化に取り組みます。

R P Aについては、令和2年度の導入を目指し、取組を進めます。

(4) 遊休資産の効果・効率的な活用

人口減少や人口構成の変化に応じた公共資産の最適化を図り、もって公共資産にかかる更新等費用を縮減しつつ、将来世代に安心安全な資産を引き継ぐことを目指します。

佐多支所については、未利用スペースの公共的サービスを提供する民間事業者等への貸付など、柔軟な利活用を図ります。

このように、公共資産における遊休資産については、効果・効率的な活用を基本としつつ、売却、貸付などを含めあらゆる手段を講じ、保有する資産の新たな価値の創出に取り組みます。

(6) 電子自治体の構築

電子自治体の構築と適正な情報管理を図るため、I T、I C T、I o T、A Iなどの活用による行政事務の効率化を推進するとともに、電子文書の管理能力の向上を図り、個人情報保護や情報セキュリティの強化に努めます。

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

第2項 人材育成の推進

(1) 職員の意識改革・能力向上

行政改革の実施にあたっては、職員一人ひとりが自覚と責任をもって取り組むことが肝要であることから、コスト意識や改善意識など職員の意識改革を進めます。

事務の簡素化・効率化や職員の業務改善スキルの向上等により、時間外勤務の縮減、年次有給休暇の取得等を推進し、職員それぞれのライフステージや家庭の状況に応じたワーク・ライフ・バランスの実現を図ります。

(2) 人材の確保

少子高齢化や地方分権の進展、国の法改正・制度改正など、町政を取り巻く社会環境が変化する中で、それらに適切に対応できる人材の確保を図ります。

また、専門性の高い職務に適切に対応できる人材の確保を検討します。

第3項 健全な財政運営の推進

(1) 自主財源の確保

自主財源確保のため、行政内での滞納管理システムの活用・共有化を図りながら、町税及び各種使用料等の徴収率の向上に努めるとともに、施設の有効活用による利用者の増加や、貸付地及び利用計画のない町有財産の処分を図っていきます。

また、ふるさと納税制度については、町特産品や観光、タウンプロモーションを充実し、全国から選ばれるための情報発信をしつつ、寄附金額の維持、増額に努め、新たな財源確保にも取り組んでいきます。

(3) 経常経費の削減

経常経費の抑制にあたっては、各経費をひとつひとつ精査し、真に行政が果たすべき役割・目的・効果・手法を合理化の観点から積算を行うなど、随時見直しを図ります。

また、投資的経費においてもコスト削減に取り組み、スリムで健全な財政運営と財源の重点配分による重要施策の推進を図っていきます。

(2) 公平・公正な受益者負担

歳入の根幹である町税収入の確保と一層の負担の公平性を確保するため、徴収体制の強化により徴収率の向上を図ります。

(4) 行政評価制度の導入

事業全般にわたり、最小の経費で最大の効果が上がっているかなど、事業の妥当性・効率性・有効性を客観的に評価する仕組みとして、事務事業評価の確立に努めます。

【RPA】

RPA（Robotic Process Automation）とは、ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念です。コスト削減やミス削減はもちろん、働き方改革の即効薬としても期待されています。

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

【ワーク・ライフ・バランス】

誰もが仕事と仕事以外（生活、地域活動、自己啓発など）の活動の両方を、自らが希望するバランスで生活できる状態です。この考えは、働き方の見直しなどにより、多様な選択が可能な社会を作り、一人ひとりが意欲を持って働きながら豊かさを実感して暮らせるようになることをめざすものです。



写真：本土島南端 佐多岬

あなたの応援が
地域の未来に
つながる。

本土島南端・北緯31度線のまち
鹿児島県 南大隅町

ふるさと納税

ふるさと納税とは？
生まれ育った故郷や応援したい自治体に寄附ができる制度です。
手続きをすれば、所得税の還付や住民税の控除を受けることができます。
寄附者自身で寄附金の使い道を指定でき、地域の特産品などの返礼品をいただける魅力的な仕組みです。

寄附者 → インターネットサイト、郵便振替で寄附 → 南大隅町

ふるさと納税制度を通じて、ふるさと応援・支援

地域に貢献 返礼品 地域の活性化 収入増

現金の控除 地域に貢献 返礼品 地域の活性化 収入増

鹿児島県南大隅町ってどこ？

南大隅町は鹿児島県本土にある大隅半島の最南端に位置する町です。温暖な気候と三方を海に囲まれた風光明媚な景色や豊かな自然が誇る町で、町の南部には北緯31度線が通過しております。また、日本本土最南端の「佐多岬」やエメラルドグリーン「雄川の滝」などの観光地があります。

南大隅町の返礼品って何？

南大隅町は温暖な気候を活かした農業や畜産、漁業などの一次産業が盛んな町です。そのため、野菜や果物を始め、鹿児島県牛や黒豚、ねじめ黄金カンパチなど、多くの特産品を返礼品としてそろえております。他にも、さつま揚げやサツマイモ、芋焼酎など、鹿児島ならではの特産品もご用意しております。

鹿児島県

南大隅町

返礼品のご紹介

果物

たんかん

たんかんは温暖なところでしか栽培できないため、鹿児島県ならではの貴重な品種になります。クエン酸やビタミンC等が含まれており、果実は柔らかく、芳醇な香りと甘みのあるかんづきです。

ねじめ黄金カンパチ

かごしまのさかなブランドに認定されている「ねじめ黄金カンパチ」は、瀬原が深く潮通しの良い鹿児島湾の漁場で育てられています。身質の良い安心安全でおいしい魚となっております。

鹿児島黒豚

本土最南端の自然豊かな環境で大切に育てられた黒豚は、さめ細やかな肉質でやわらかく、うまみ・甘みを堪能できます。脂っぽくなく、さっぱりとした食感です。

■ お問い合わせ先 ■

南大隅町役場企画課ふるさと納税係
〒999-2501
鹿児島県肝付郡南大隅町扇占川北226番地
☎0994-24-3113(直通)
FAX:0994-24-3119
E-mail: furusato@town.minamisomimi.lg.jp

・インターネットサイト「ふるさとチョイス 南大隅町」のページ、または、右記のお問合せ先にて行うことができます。
・所得税の還付や住民税の控除にあたっては、確定申告の際に寄附金の証明書が必要となります（ワンストップ特例制度の申請条件を満たしていれば、確定申告なしで税額控除を受けられます）。

お問い合わせ先は！

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

第4節 人権の尊重・男女共同参画社会の形成

現状と課題

女性、子ども、障がい者、高齢者、外国人などに対する人権侵害の解消に向け、関係機関との連携のもとで人権教育や人権啓発を推進していますが、依然として人権侵害に関わる事件は多く発生しています。

人権侵害に関わる事件は日常生活のあらゆる場面で発生する可能性があります。町民一人ひとりが人権に対する意識を高め、自らの問題としてその解決に当たろうとする意思や行動力を持つことが望まれます。

また、性別による固定的役割分担意識や、これに基づく社会慣行は依然として存在しています。

近年の少子高齢社会の進行や家族形態の多様化、社会意識や価値観の変化、情報通信技術の高度化といった社会情勢の変化を背景に、職場や地域、家庭などのあらゆる場面において、男女ともに仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）のとれた生き方を助ける取組が必要となってきました。

また、セクシュアル・ハラスメントや配偶者間などの暴力行為などの人権侵害も問題となっており、こうした問題を解決し、男女が性別にかかわらず、一人の人間として尊重され、共にその個性と能力を発揮できる男女共同参画社会づくりが求められています。

政策の基本方針

人権は、人が生まれながらにして自由で、かつ尊厳と権利について平等であるという人類普遍の原理に基づいており、すべての人々に保障されています。町民一人ひとりが尊重される、あらゆる差別のないまちを目指します。

また、労働の場、家庭生活、地域活動、政策・方針の決定過程など、あらゆる場面において男女が平等な立場で活動できるよう、男女共同参画意識の高揚に努めるとともに、女性の社会参加を進め、すべての人が充実して暮らせる男女共同参画社会の実現を目指します。

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

施策の体系

第1項 人権尊重の社会づくり

(1) 人権教育・啓発事業の推進

家庭や学校、人権擁護委員等と連携し、児童・生徒の人権感覚の育成や人権意識を醸成するとともに、教職員の人権に対する理解と意識の向上を図り、指導力を高めます。また、広報紙やホームページ、人権啓発冊子などの各種媒体や講演会などを通じて、町民一人ひとりが人権の大切さについて理解を深め、人権の意義が広く社会に浸透するよう人権啓発事業を推進します。

(3) あらゆる暴力と差別の根絶

子ども、女性、高齢者、障がい者、同和問題、外国人、H I V感染者、L G B Tなど様々な人権問題について正しい理解と認識を深め、差別意識を解消するため、人権週間、学校教育、家庭教育、社会教育など、あらゆる場や機会を捉えた人権・同和教育、意識啓発を推進します。

また、関係機関と連携し、相談体制の充実を図るとともに、被害者への支援に取り組みます。

(2) 人権に係る相談・支援の実施

さまざまな人権侵害の被害者を救済するため、相談体制を充実させるとともに、関係機関との連携を強化し、相談しやすい環境づくりを推進します。

そのため、人権擁護委員をはじめ、専門相談窓口や関係機関と連携を図り、相談者がそれぞれのケースに応じた適切な支援を受けられるよう取り組みます。

第2項 男女共同参画社会の形成促進

(1) 男女共同参画社会の普及啓発

男女共同参画社会の実現のためには、男女が対等なパートナーとして、町民一人ひとりが男女共同参画を自分のこととして捉えることができるよう、意識の醸成を図ります。

また、女性の参画を拡大する観点から、町の政策・方針決定過程への女性の参画を促進し、審議会等への女性登用を積極的に推進します。

(2) 女性が働きやすい雇用環境づくり

就労形態やライフスタイルの変化に伴い多様化する町民のニーズを踏まえながら、仕事と子育てや介護などの仕事以外の生活との調和が図られるよう、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や、男性の家事、子育て、介護への参画を促すための講座などの取組を実施します。

また、女性の再就職に向けた講座やセミナーを開催します。

【H I V感染者】

H I V（ヒト免疫不全ウイルス）の感染が確認されているが、エイズを発症していない状態の人のこと。H I V に感染してからエイズとなるまでには約10年の期間がかかるといわれています。

【L G B T】

同性愛者（レズビアン、ゲイ）、両性愛者（バイセクシュアル）、性別越境者（トランスジェンダー、性別違和、性同一性障害）の頭文字をとった言葉で、他の性的少数者を含んだ意味で使われることもあります。

第5章 効率的な行財政と町民との協働によるまちづくり

第5節 広域連携の推進

現状と課題

情報通信網、交通手段の多様化などを背景に、町民の日常の生活圏が拡大するとともに、行政ニーズも多様化・広域化しており、広域的な視点にたった施策の展開が求められています。厳しい財政事情も踏まえると、広域での実施が効果的な事業については、近隣市町との積極的な連携が求められています。

政策の基本方針

地域における生活圏が広域化してきている中で、多様化する町民ニーズへの対応や効率的な行政運営を図るため、広域的な体制づくりを推進します。

施策の体系

第1項 広域的な行政連携の推進

(1) 広域的な行政連携の推進

多様化・広域化する町民ニーズに対応するため、広域的に実施した方が効果的な事業については、広域連携を視野に入れた施策を推進します。

(2) 広域的な行政連携の体制づくり

鹿屋市を中心市とした「大隅定住自立圏」の形成等の広域的な体制づくりを推進します。